

健康保険料率の上昇を抑える

皆さまの取組みに
応じて保険料率が
変わります

『インセンティブ(報奨金)制度』

協会けんぽの インセンティブ制度とは…

5つの評価指標に基づき、
全国47支部をランキング。
上位15支部へ「インセンティブ(報奨金)」
を付与し、支部ごとの『健康保険料率』に
反映させることで、『健康保険料率』の上昇
を抑えることができます。

5つの評価指標

- 1 特定健診等の実施率
- 2 特定保健指導の実施率
- 3 特定保健指導対象者の減少率
- 4 要治療者の医療機関受診率
- 5 ジェネリック医薬品の使用割合

令和4年度の実績結果(総合7位)が令和6年度の健康保険料率に反映しています。

Q 順位を維持するには、どうしたらいいの？

- A**
- 1 毎年、健診を受診しましょう
 - 被保険者の方「生活習慣病予防健診」
 - 被扶養者の方「特定健診」
 - 2 健診受診後、特定保健指導の案内が届きましたら、積極的に利用しましょう
健診の結果、「要治療」「要精密検査」の判定を受けた方は、早めに医療機関を受診しましょう
 - 3 ジェネリック医薬品を積極的に選択しましょう

順位の維持・向上のため
宮崎支部の課題は
健診受診です！

令和6年度の実績結果が令和8年度の健康保険料率に反映します。
引き続き、取組みにご協力をお願いします。



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①業務(給付、保険証、任意継続など)

案内②保健(健診、特定保健指導など)

案内③レセプト(レセプト、第三者行為(交通事故等))

案内④企画総務(保険料率、健康宣言など)

各種申請書は郵送でご提出ください。

保険証を使用できるのは
退職日までです！

従業員本人だけではなく、扶養家族も
含めて退職日の翌日から使えません。
保険証は扶養家族分も含めて必ず返却
してください。